



司書教諭・社会教育人材の養成について

令和6年12月25日（水）

総合教育政策局地域学習推進課



- 司書教諭の養成について

司書教諭について

【学校図書館法】

(司書教諭)

- 第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、**司書教諭を置かなければならない。**
- 2 前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭又は**教諭**(以下この項において「主幹教諭等」という。)**をもって充てる。**この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。
- 3 前項に規定する**司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。**

【司書教諭の主な業務と配置状況】

「学校図書館の現状に関する調査」より (令和2年5月1日現在)

	業務内容		小学校	中学校	高等学校
司書教諭	○学校図書館を活用した教育活動の企画 ・学校図書館活用の全体計画の作成 ・教育課程の編成に関する他教員への助言	合計	69.9%	63.0%	81.4%
		12学級以上	99.2%	96.9%	93.2%
		11学級以下	30.5%	31.3%	34.8%

【司書教諭の養成】

	条件	資格付与等根拠	科目について	備考
司書教諭	「司書教諭の講習を修了した者」 (学校図書館法第5条)	学校図書館司書教諭講習規程 (平成10年改正)	5科目10単位(各科目2単位) ・学校経営と学校図書館 ・学校図書館メディアの構成 ・学習指導と学校図書館 ・読書と豊かな人間性 ・情報メディアの活用	司書教諭講習相当科目を大学にて修得し、その科目の単位を講習の単位に充てることができる。

令和6年度 地方分権改革に関する提案について

提案事項(提案団体)

司書教諭の設置義務の緩和(八王子市)

第60回 地方分権改革有識者会議・第172回 提案募集検討専門部会 合同会議
(資料4) 令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(案)より

提案に関する対応方針(案)

(12) 学校図書館法(昭28法185)

司書教諭(5条)については、業務負担の軽減及び地方公共団体における柔軟な人事配置に資するよう、司書教諭講習修了者の増加を図るため、以下の措置を講ずる。

- ・ 司書教諭講習については、オンライン及びオンデマンドを活用し、実施時期について柔軟な対応を検討するよう、大学及び地方公共団体に令和6年度中に通知する。
- ・ 司書教諭講習相当科目を大学の教職課程において選択科目として取り入れるよう、大学に令和6年度中に協力要請を行う。
- ・ 司書教諭講習修了者が特定の教科の教諭に偏らないよう、多様な教科における学校図書館の活用事例について、地方公共団体に令和6年度中に周知する。

司書教諭関係科目の教職科目への組み入れの例



「大学独自設定科目」として、司書教諭講習相当科目を設定。在学中に単位を修得後、講習実施機関で単位認定（全ての科目の場合は修了証書）を受けることが可能。

様式第2号（大学が独自に設定する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教員組織（高・大学が独自に設定する科目）						
認定を受けようとする学部・学科等	部	学科	入学定員	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数	2. 学位	3. 学位又は学科の分野
	部	学科	80	大学が独自に設定する科目 12単位	学士（人文科学）	文学関係
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考		
		授業科目	単位数			
高一種免 (公民)	大学が独自に設定する科目	学校経営と学校図書館	2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得		
		学校図書館メディアの構成	2			
		学習指導と学校図書館	2			
		読書と豊かな人間性	2			
		情報メディアの活用	2			
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）		0単位		
		・教員の免許状取得のための選択科目		10単位		
		・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計		30単位		

＜A大学の例＞

5科目10単位を大学独自設定科目に設定

様式第2号（大学が独自に設定する科目）

認定を受けようとする学部学科等の教育課程及び教育研究実施組織（中・大学が独自に設定する科目）						
認定を受けようとする学部・学科等	国際文化学部	国際文化学科	入学定員	1. 免許状取得に必要な最低修得単位数	2. 学位	3. 学位又は学科の分野
	国際文化学部	国際文化学科	100	大学が独自に設定する科目 4単位	学士（国際文化学）	文学関係
認定を受けようとする免許状の種類	免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目		備考		
		授業科目	単位数			
中一種免 (英語)	大学が独自に設定する科目	発達心理学	2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位数を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得		
		青少年問題	2			
		教育法規	2			
		介護等体験の理論	1			
		介護等体験の実践	1			
		学校経営と学校図書館	2			
		学習指導と学校図書館	2			
●単位数		・教員の免許状取得のための必修科目（選択必修科目の単位数を含む）		0単位		
		・教員の免許状取得のための選択科目		12単位		
		・他の科目区分の単位数のうち最低修得単位数を超えている単位数の合計		26単位		

＜ノートルダム清心女子大学の例＞

司書教諭関係科目の一部（2科目4単位）を大学独自科目に設定

司書教諭資格所有者への採用選考における加点等の例

司書教諭は12学級以上の学校で必置とされているため、採用選考において、資格所有者への加点等を行う自治体がある。

栃木県教育委員会の例

司書教諭資格所有者に加点制度あり（令和7年度栃木県公立学校新規採用教員選考要項より）

「加点制度について」

（2）申請資格

キ 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の志願者で、**学校図書館司書教諭の資格を有する者。**

（4）加点の内容

（2）のイ～キにおいて、書類審査の結果対象となった者には、**第1次試験の専門科目の得点に5点を加点する。**

山口県教育委員会の例

採用選考に当たっての**考慮事項の1つとして、司書教諭の資格所有者**（講習の修了証書所有又は取得見込み）が含まれている。

（令和7年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施要項より）

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画 （「読書バリアフリー基本計画」）

令和2年7月14日策定

現在改定作業中

本計画の位置付け

- ・ 視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する施策の推進を図るため、読書バリアフリー法（7条）に基づき、総務大臣・経済産業大臣等との協議を経て、文部科学大臣・厚生労働大臣が策定（対象期間：令和2～令和6年度）。
- ・ 関係者による「協議の場」（18条）として設置した関係者協議会からの意見聴取を踏まえて策定。
- ・ 本計画策定後も、引き続き関係者協議会を開催し、定期的な施策の進捗状況等の把握、課題の解決に向けた取組を実施。

施策の方向性

- 1. 視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等（9条関係）**
 - ・ 公立図書館や学校図書館におけるアクセシブルな書籍等の充実
 - ・ 各図書館の特性や利用者のニーズ等に応じた、円滑な利用のための支援の充実
 - ・ 視覚障害等のある児童生徒及び学生等が在籍する学校における読書環境の保障
 - ・ 公立図書館や学校図書館における障害者サービスの充実
- 2. インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（10条関係）**
 - ・ アクセシブルな書籍等の統合的な検索システムに係る十分な周知
 - ・ 国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知、サービス内容や提供体制等の検討
- 3. 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条関係）**
 - ・ 特定書籍・特定電子書籍等（＝著作権法第37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等）の製作ノウハウ共有等による製作の効率化
- 4. アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条関係）**
- 5. 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条関係）**
- 6. 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、ICTの習得支援（14条・15条関係）**
- 7. アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条関係）**
- 8. 製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条関係）**
 - ・ 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上に資する研修等の実施
 - ・ 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の計画的な人材の養成

- 社会教育人材の養成について
(社会教育主事・社会教育士関係)

社会教育主事養成課程の概要

文部科学省令で定められた社会教育に関する科目(生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育特講・社会教育実習・社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究のうち一以上の科目)を大学が実施。

＜社会教育主事の養成に関する科目を開講している大学(令和6年度)＞

[4年制大学] 111校

(国立大学) 31

北海道大学	弘前大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学	山形大学	福島大学	筑波大学
宇都宮大学	群馬大学	千葉大学	東京大学	東京学芸大学	山梨大学	岐阜大学	静岡大学
名古屋大学	愛知教育大学	滋賀大学	京都大学	大阪教育大学	神戸大学	奈良教育大学	和歌山大学
鳥取大学	島根大学	広島大学	高知大学	九州大学	熊本大学	鹿児島大学	

(公立大学) 6

高崎経済大学	東京都立大学	都留文科大学	京都府立大学	大阪公立大学	北九州市立大学
--------	--------	--------	--------	--------	---------

(私立大学) 74

札幌学院大学	札幌国際大学	北翔大学	北星学園大学	北海学園大学	弘前学院大学	石巻専修大学	尚綱学院大学
仙台大学	仙台白百合女子大学	東北学院大学	東北福祉大学	東北芸術工科大学	茨城キリスト教大学	東京福祉大学(※)	聖学院大学
文教大学	聖徳大学	青山学院大学	亜細亜大学	桜美林大学	国土館大学	駒澤大学	創価大学(※)
大東文化大学	玉川大学(※)	中央大学	帝京大学	帝京平成大学(※)	東京家政大学	東洋大学	東洋学園大学
日本大学	日本女子大学	日本体育大学	法政大学(※)	明治大学	明治学院大学	立教大学	立正大学
和光大学	早稲田大学	神奈川大学	松蔭大学	田園調布学園大学	東海大学	八洲学園大学(※)	身延山大学
松本大学	常葉大学	愛知大学	愛知学院大学	中京大学	大谷大学	京都女子大学	京都橘大学
佛教大学(※)	龍谷大学	追手門学院大学	大阪大谷大学	大阪樟蔭女子大学	関西大学	帝塚山学院大学	天理大学
就実大学	ノートルダム清心女子大学	広島国際大学	広島修道大学	広島女学院大学	四国大学	徳島文理大学	九州共立大学
九州産業大学	福岡大学						

[短期大学(部)] 2校

(私立短期大学) 2

帯広大谷短期大学	新潟青陵大学短期大学部
----------	-------------

(※)は通信課程設置大学

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令 (令和2年4月施行)

改正の趣旨

- 「社会教育主事養成の見直しに関する基本的な考え方について」(平成29年8月社会教育主事養成等の改善・充実に関する検討会)等の提言内容を踏まえ、社会教育主事が人づくりや地域づくりに中核的な役割を担うことができるよう、その職務遂行に必要な基礎的な資質・能力を養成するため、社会教育主事講習(以下「講習」という。)及び大学(短期大学を含む。)における社会教育主事養成課程(以下「養成課程」という。)の科目の改善を図ることとする。
- また、講習等における学習成果が広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書 授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

改正の概要

1. 社会教育主事講習の科目及び単位数の改善 (第3条関係)

学習者の多様な特性に応じた学習支援に関する知識及び技能の習得を図る「生涯学習支援論」と、多様な主体と連携・協働を図りながら、学習成果を地域課題解決等につなげていくための知識及び技能の習得を図る「社会教育経営論」を新設する。

科目	単位
生涯学習概論	2
社会教育計画	2
社会教育特講	3
社会教育演習	2



科目	単位
生涯学習概論	2
生涯学習支援論	2
社会教育経営論	2
社会教育演習	2

<計8単位>

2. 社会教育主事養成課程の科目及び単位数の改善 (第11条第1項関係)

「生涯学習支援論」と「社会教育経営論」を新設するとともに、社会教育主事の職務を遂行するために求められる実践的な能力を身につけることができるよう、「社会教育実習」を必修とする。

科目	単位
生涯学習概論	4
社会教育計画	4
社会教育特講	12
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	4 (選択) 必修



科目	単位
生涯学習概論	4
生涯学習支援論	4
社会教育経営論	4
社会教育特講	8
社会教育実習	1
社会教育演習 社会教育実習 社会教育課題研究	3 (選択) 必修

<計24単位>

3. 「社会教育士(講習)」及び「社会教育士(養成課程)」の称号の付与 (第8条第3項, 第11条第3項関係)

講習の修了証書授与者は「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者は「社会教育士(養成課程)」と称することができることとする。

施行期日等

- この省令は、令和2年4月1日から施行する。
- その他、この省令の施行前に大学に在学している者等に関する所要の経過措置を講ずる。



社会教育士

人づくり・つながりづくり・地域づくりに
いま、社会教育士が必要です



詳しくは特設サイトへ

社会教育士 文部科学省



特設サイト



note



You Tube



文部科学省



社会教育士

社会教育士とは？

社会教育士は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学等の教育機関が実施する講習や大学での養成課程を修了した人たちの称号です。講習や養成課程で習得した社会教育の制度や基礎的な知識に加え、コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等を活かし、行政や企業、NPO、学校等の多様な場で活躍することが期待されています。

社会教育士取得へのステップ



こんな方に社会教育士になることをおすすめします！

行政職員

どの部署の職員にとっても必要な地域のニーズに寄り添い、地域住民と協働していくための専門的スキルが身につきます。つまり、全ての行政職員におすすめです！



NPOに所属する人

地域づくりや地域の課題解決に取り組む方には欠かせない、行政や住民等との連携・協働をスムーズにする「学び」のスキル・ノウハウが体系的に身につきます。



企業

企業が地域とともに持続的に発展していけるよう、地域の課題解決やSDGsの推進にも積極的に関わっていききたいという方、特に企業のCSR担当の方におすすめです。



学校の教職員

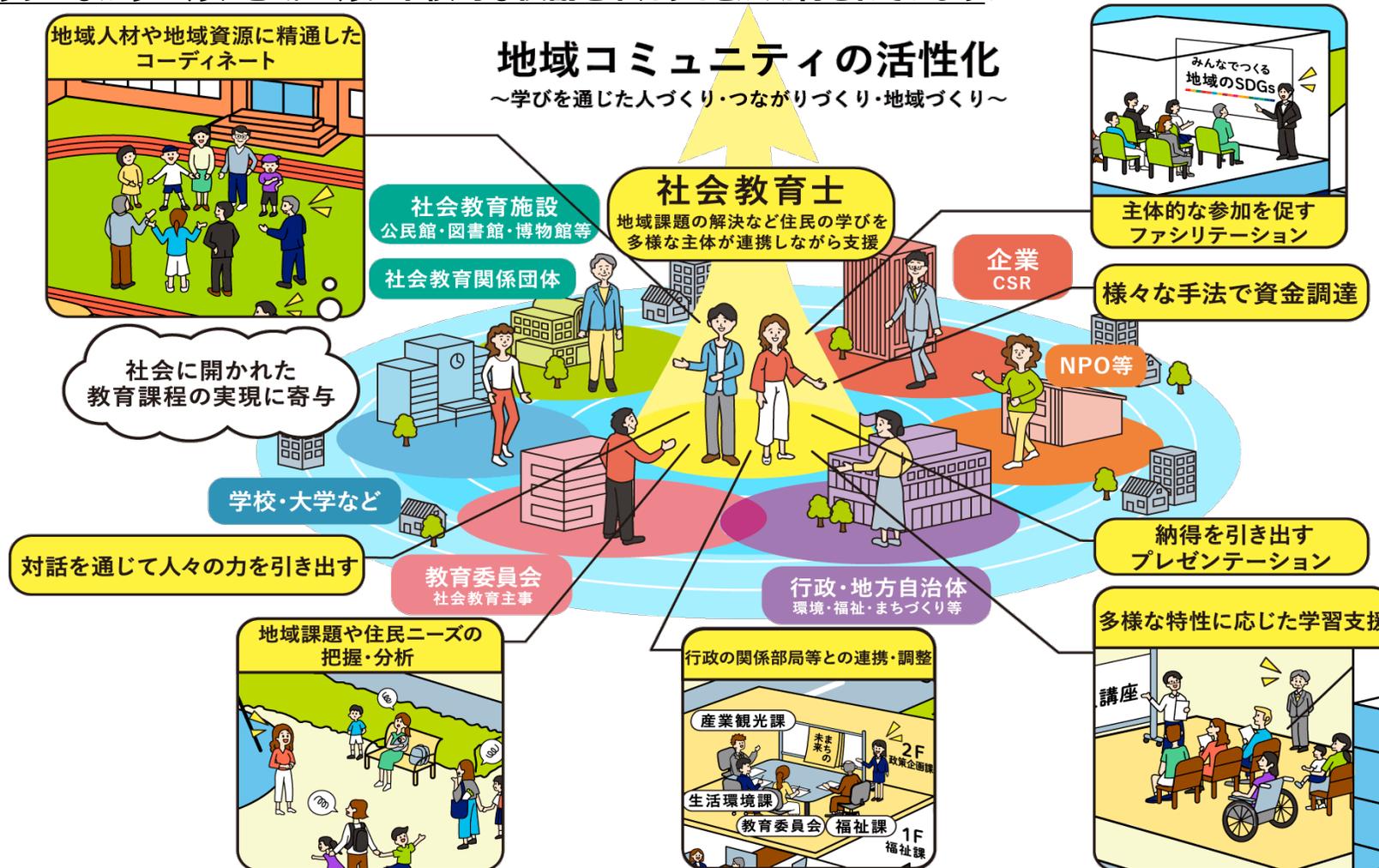
子供の主体的・対話的で、探究的な学びの場や、社会に開かれた学校づくりを進めていくために、地域の人と連携したいと思っている方におすすめです。



社会教育士に期待される役割（イメージ図）

「社会教育士」とは？～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



「社会教育士」の称号付与（趣旨及び役割等）

称号付与の趣旨

- 社会教育主事講習等の学習の成果が認知され、社会教育行政以外の分野においても活用される仕組みの構築が求められていたところ。
- このため、講習等の学習の成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされる仕組みを構築し、社会教育の振興を図るため、講習の修了証書授与者が「社会教育士（講習）」と、養成課程の修了者が「社会教育士（養成課程）」と称することができることとした。

社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。



法令根拠

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（改正省令）公布日 平成30年2月28日 施行日 令和2年4月1日

- | | |
|---------|---|
| 第8条第3項 | 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。 |
| 第11条第3項 | 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。 |

これまでの称号付与数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
（内訳）主事講習	492人	1,414人	1,532人	1,382人	4,820人
（内訳）養成課程	214人	336人	538人	1,139人	2,227人
社会教育士称号付与数	706人	1,750人	2,070人	2,521人	7,047人

社会教育主事講習の実施概要（国の委託費による講習）



文部科学省

令和6年度講習実施機関(文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施)

①国の委託費による講習

新たに社会教育主事となりうる資格を得るために、4科目(生涯学習概論・生涯学習支援論・社会教育経営論・社会教育演習)を開設して実施。社会教育主事の任用資格の科目が一括で取得できることから、社会教育主事として任用予定・候補者が優先される。

	機関名	期間	主な曜日	主な時間帯	実施方法(※)			定員
					①	②	③	
1	北海道立生涯学習推進センター	【A】7月4日～8月28日	平日	日中	○			125人
		【B】10月26日～1月19日	土日	日中	○	○		125人
2	岩手大学	7月16日～8月9日	平日	日中	○		○	50人
3	東北大学	6月13日～8月6日	平日	日中	○		○	80人
4	宇都宮大学	7月22日～8月8日	平日	日中	○		○	80人
5	福井大学	7月13日～10月21日	平日/土日	日中	○		○	60人
6	岐阜大学	7月24日～8月22日	平日	日中	○	○	○	80人
7	奈良教育大学	7月13日～8月22日	平日	日中		○	○	45人
8	島根大学	7月13日～1月25日	(1)平日 (2)土日	(1)夜間 (2)日中	○	○	○	50人
9	愛媛大学	7月16日～8月23日	平日	日中		○	○	30人
10	九州大学	7月20日～8月11日	平日/土日	日中			○	80人
11	熊本大学	7月16日～8月7日	平日/土	日中		○	○	40人
12	国立教育政策研究所	【A】7月12日～8月21日	平日	日中	○	○	○	80人
		【A】7月12日～8月29日	平日	日中	○	○		36人
		【B】1月14日～2月20日	調整中					

※ ①オンライン、②オンデマンド、③対面(複数の記載がある場合は、組み合わせて実施)

社会教育主事講習の実施概要（国の委託費によらない講習）



令和6年度講習実施機関（文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関において実施）

②国の委託費によらない講習

社会教育主事に必要な4科目のうち、全部または一部の科目を実施。実施機関は受講料を徴収することができる。

	機関名	期間	主な曜日	主な時間帯	開講科目				実施方法(※)			定員
					生涯学習 概論	生涯学習 支援論	社会教育 経営論	社会教育 演習	①	②	③	
1	北海学園大学	7月13日～11月9日	土日	日中		○	○		○	○	○	20人
2	宇都宮大学	9月14日～9月23日	土日祝	日中		○	○				○	20人
3	大東文化大学	10月3日～1月23日	平日	夜間		○	○		○			30人
4	社会構想大学院 大学	4月18日～1月14日	平日	夜間		○	○	○	○	○	○	30人
		4月22日～8月26日	(1)平日 (2)土日	(1)夜間 (2)日中	○	○	○	○	○	○	○	50人
		7月27日～8月24日	平日/土日	日中	○	○	○	○	○	○	○	50人
		10月7日～2月23日	平日/土日	日中	○	○	○	○	○	○	○	30人
		10月5日～2月23日	土日	日中/夜間	○	○	○	○	○	○	○	50人
5	新潟青陵大学 短期大学部	8月4日～8月30日	平日/土日	日中		○	○		○	○	○	60人
		6月17日～2月16日	(1)平日 (2)土日	(1)夜間 (2)日中	○	○	○	○	○	○	○	60人
6	福井大学	7月23日～8月5日	平日/土日	日中		○	○				○	20人
7	奈良教育大学	7月13日～8月16日	平日	日中		○	○			○	○	5人
8	愛媛大学	7月16日～8月23日	平日	日中		○	○			○	○	10人
9	九州大学	7月20日～8月11日	平日/土日	日中		○	○		○		○	40人
10	放送大学	10月1日～1月20日	オンラインまたは対面を 日曜日に1回実施 その他は、オンデマンド			○	○		○	○	○	80人

※①オンライン、②オンデマンド、③対面（複数の記載がある場合は、組み合わせて実施）

社会教育主事講習（国の委託費によらない講習）の実施について



社会教育主事講習（国の委託費によらない講習）の実施の手続については、以下のページを参照ください（R7年度の案内は年明けにHP掲載予定）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/gakugei/1422544_00001.htm

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介

トップ > 教育 > 社会教育 > 社会教育主事・社会教育委員・司書に関すること > 社会教育主事講習の委嘱について

● 社会教育主事講習の委嘱について

社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程(昭和26年文部省令第12号)に基づき、文部科学大臣が大学その他の教育機関に委嘱して実施するものです。

については、令和6年度に社会教育主事講習委嘱要綱に基づき、講習の委嘱を希望される講習実施機関は、実施計画書等を以下の1、2及び3に従い提出願います。提出された実施計画書等に基づき、内容を審査の上、講習を委嘱する講習実施機関を決定します。

なお、令和6年度の委嘱についての委嘱要綱、提出書類の様式等は以下のとおりです。

- 提出期限
令和6年2月29日(木曜日)17時
- 講習実施計画書等の提出方法
電子メール (svakyousyuji@mext.go.jp) により提出すること。
なお、以下の点に留意すること。
 - メールの件名及び添付ファイル名は、ともに「【機関名】令和6年度社会教育主事講習(委嘱)」とすること。
 - 添付ファイルは、実施計画書、その他の参考となる書類の順(ひとつのファイル(PDFファイル)にまとめて送信すること。ただし、容量が5MBを超える場合は、複数のメールに分け、件名及び添付ファイル名に同じ番号を付して送信すること。
 - メール送信上の事故(未達等)については、当方は一切の責任を負わない。
- 様式等
 - [社会教育主事講習委嘱要綱\(PDF:297KB\)](#)
 - [\(別記様式1\)社会教育主事講習実施計画書\(Word:25KB\)](#)
 - [\(計画書別紙\)社会教育主事講習日程表\(Word:14KB\)](#)